東京都廃棄物規則（平成五年東京都規則第十四号）新旧対照表（抄）

改正案

目次　（現行のとおり）

第一条から第三十五条まで　（現行のとおり）

別記第一号様式から別記第六号様式まで　（現行のとおり）

別記第八号様式から別記第十号様式まで　（現行のとおり）

第7号様式(第16条関係)

年　月　日

住　所
氏　名　　㊞

東京都環境局長　　殿

手数料決定通知書

東京都廃棄物条例第21条の規定により、　年度　期分の手数料を下記のとおり決定したので、指定の納付期限までに納入してください。

記

1　手数料額　　円
（1）汚泥等
処理量　　kg
単価　1kgにつき　　円
（2）汚泥等以外の産業廃棄物
処理量　　kg
単価　1kgにつき　　円
2　納付期限　　年　月　日

注1　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に東京都知事に対して、書面をもって審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（日本工業規格A列4番）

第11号様式(第22条関係)

指定　第　　号

産業廃棄物再生輸送業指定証

住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号の規定により、下記のとおり指定する。

年　月　日

東京都知事　　㊞

記

1　指定の年月日　　年　月　日
2　指定の有効期限　　年　月　日
3　取り扱う産業廃棄物の種類
4　取引関係
5　指定の条件

注1　この指定に不服があるときは、この指定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に審査請求をすることができます（なお、この指定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この指定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
2　この指定については、この指定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この指定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この指定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（日本工業規格A列4番）

現行

目次　（略）

第一条から第三十五条まで　（略）

別記第一号様式から別記第六号様式　（略）

別記第八号様式から別記第十号様式まで　（略）

第7号様式(第16条関係)

年　月　日

住　所
氏　名　　あて

東京都環境局長　　㊞

手数料決定通知書

東京都廃棄物条例第21条の規定により、　年度　期分の手数料を下記のとおり決定したので、指定の納付期限までに納入してください。

記

1　手数料額　　円
（1）汚泥等
処理量　　kg
単価　1kgにつき　　円
（2）汚泥等以外の産業廃棄物
処理量　　kg
単価　1kgにつき　　円
2　納付期限　　年　月　日

注1　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に東京都知事に対して、書面をもって審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（日本工業規格A列4番）

第11号様式(第22条関係)

指定　第　　号

産業廃棄物再生輸送業指定証

住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号の規定により、下記のとおり指定する。

年　月　日

東京都知事　　㊞

記

1　指定の年月日　　年　月　日
2　指定の有効期限　　年　月　日
3　取り扱う産業廃棄物の種類
4　取引関係
5　指定の条件

注1　この指定について、不服があるときは、この指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に異議申立てをすることができます（なお、この指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この指定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
2　この指定については、この指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この指定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（日本工業規格A列4番）

別記第十八号様式から別記第二十六号様式まで　（現行のとおり）

第17号様式(第26条関係)

第　　号

指　定　取　消　書

住　所

氏　名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年　月　日付指定　第　　号で指定した産業廃棄物再生輸送活用業については、東京都廃棄物規則第26条第１項の規定により、下記のとおり指定を取り消す。

年　月　日

東京都知事　印

記

１　取消事項

２　取消理由

注１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（日本工業規格Ａ列４番）

別記第十三号様式から別記第十六号様式まで　（現行のとおり）

第12号様式(第22条関係)

指定　第　　号

産業廃棄物再生活用業指定証

住　所

氏　名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の３第２号の規定により、下記のとおり指定する。

年　月　日

東京都知事　印

記

１　指定の年月日　　年　月　日

２　指定の有効期限　　年　月　日

３　取り扱う産業廃棄物の種類

４　再生利用の方法

５　指定の条件

６　取引関係

注１　この指定に不服があるときは、この指定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、東京都知事に審査請求をすることができます（なお、この指定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この指定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この指定については、この指定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この指定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この指定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（日本工業規格Ａ列４番）

別記第十八号様式から別記第二十六号様式まで　（略）

第17号様式(第26条関係)

第　　号

指　定　取　消　書

住　所

氏　名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年　月　日付指定　第　　号で指定した産業廃棄物再生輸送活用業については、東京都廃棄物規則第26条第１項の規定により、下記のとおり指定を取り消す。

年　月　日

東京都知事　印

記

１　取消事項

２　取消理由

注１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（日本工業規格Ａ列４番）

別記第十三号様式から別記第十六号様式まで　（略）

第12号様式(第22条関係)

指定　第　　号

産業廃棄物再生活用業指定証

住　所

氏　名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の３第２号の規定により、下記のとおり指定する。

年　月　日

東京都知事　印

記

１　指定の年月日　　年　月　日

２　指定の有効期限　　年　月　日

３　取り扱う産業廃棄物の種類

４　再生利用の方法

５　指定の条件

６　取引関係

注１　この指定について、不服があるときは、この指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に異議申立てをすることができます（なお、この指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この指定の日の翌日から起算して１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

２　この指定については、この指定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この指定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この指定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（日本工業規格Ａ列４番）